

宗像大宮司家における鎌倉御家人化の動向

野木 雄大

はじめに

平正盛・忠盛以来、平氏は西国を勢力基盤としていたが、清盛・頼盛が大宰大式を歴任することで大宰府を支配し、日宋貿易を掌握して鎮西との関わりが深くなった。鎮西が平氏の強固な地盤であることは論を俟たないが、仁安元年（一一六六）十月、大式となった頼盛が慣例を破って自ら現地に赴任した⁽¹⁾ことの意味は大きい。頼盛赴任の二箇月後には、宇佐大宮司公通が権少式となり⁽²⁾、さらには、府官中の最有力者である原田種直の家人化も頼盛赴任中になされたものと思われる。そして、養和元年（一一八一）四月、種直が権少式に補任され⁽³⁾、これによって平氏の大宰府掌握は一応の完成をみる⁽⁴⁾。

飯田久雄氏は、平氏の鎮西支配の特質として、原田種直をはじめ、板井氏・山鹿氏などの府官層を家人として組織したこと、また、知行国主ないし受領として国衙在庁を組織したこと、その際に家貞・貞能・盛俊など一族の家人が受領・目代、あるいは莊園の預所・下司となったことを指摘する⁽⁵⁾。在地勢力の一部をその末端に編成することで進化した平氏の鎮西支配は、在地勢力間の対立を激化させ、治承四年（一一八〇）から養和二年にかけて勃発した「養和の内乱」へと発展していく⁽⁶⁾。

さらに、平氏の鎮西支配は、鎌倉幕府の鎮西支配の特徴でもある「惣地頭

―小地頭制―にも影響を与えた。工藤敬一氏は、「惣地頭―小地頭制―」の形成において次の四類型を提示している。(一)平家と同張本の輩の没官領において別名名主らが本領安堵を受け、その上に東国御家人が没官分を地頭職として恩給された場合、(二)平氏一門が領掌していた莊園の目代職・預所職を東国御家人が継承して地頭職に切り替えが行われ、荘内の在地領主が本領安堵された場合、(三)(二)の国衙領版で、東国御家人が国衙の所職を継承し、内部の在地領主が本領安堵された場合、(四)東国御家人が大隅正八幡宮や阿蘇社といった大社の社領全体の預所職あるいはそれに準ずる権限を取得し、それが惣地頭職と解された場合である。これらは大宰府及び国衙機構の掌握、大社の支配、院領などの莊園機構の掌握、有力在地領主の家人化という平氏の鎮西支配に規定されたものであった⁽⁷⁾。

平氏の勢力基盤であった鎮西に対して源頼朝は特別な態度で臨み、御家人化を展開していくが、筑前国宗像社の大宮司一族は、鎮西ではかなり早い段階で鎌倉御家人化したことが知られている。文治三年（一一八七）に頼朝から安堵された「重代人」宗像氏実によって鎌倉御家人として出発し、以後、鎌倉時代を通して宗像大宮司家は御家人として存立するという認識が通説的な理解であろう。しかし、治承・寿永の内乱期における宗像社の動向を具体的に記す史料はなく、大宮司家が御家人化した経緯は明らかではない。

そこで、本稿では、鎮西における御家人化の意義について一つの類型を提示するため、内乱期から鎌倉初期にかけての宗像大宮司家の御家人化の動向を検討する。

一、治承・寿永の内乱期における宗像大宮司

まず、治承・寿永における宗像大宮司の動向をみてゆきたい。宗像社領の支配関係については石井進氏によって詳細な分析がなされている⁽⁸⁾。内乱期における本家は八条院⁽⁹⁾、領家は平頼盛、預所は平氏家人の平盛俊であった。宗像社領は他の頼盛所領と共に平家没官領となるが、「本所之沙汰」に任せて、頼盛の知行が認められた⁽¹⁰⁾。しかし、平氏の滅亡後、宗像社に地頭を設置するという危機に際して、当時の大宮司宗像氏実が本領安堵されることになる。

【史料一】文治三年八月七日「源頼朝請文案」⁽¹¹⁾

「校正了」

宗像社事、故盛俊^(平)之知行也、可^レ令^二没官^一之条勿論候^レ、雖^レ下^レ須^レ令^二下^二地頭^一候上、依^レ仰^レ令^レ止^二其儀^一候畢、且氏実重代人^上候、如^レ本可^レ令^二安堵^一候也、道理候^{波^平}事、雖^レ不^レ申候^一、依^レ御計^二尤御裁許可^レ候^一、以^二此旨^一可^レ下^二令^二披露^一給上候、恐々謹言、

文治三年
八月七日

頼朝^{在裏御判}

この史料は、後に鎌倉御家人としての宗像大宮司家の根本文書となった

⁽¹²⁾。重要な点は、平家所領として没官された宗像社領への地頭職設置を退けたのは、氏実の勲功などではなく、八条院の「仰」によるものであったことである⁽¹³⁾。この「仰」の主体者について、金澤正大氏は後白河院と解釈する。

金澤氏は、在地の杜家から出された地頭職停止の要請を本家である八条院が了解し、後白河院を経由して、院宣によって頼朝に要求した。頼朝はそれを受けて、請文で院へ通知した。そのため、宗像社側には案文しか存在せず、直接的に鎌倉政権と社家を結び付けるものではなかったが、氏実の子孫たちにとっては、大宮司としての正当性を証拠づける最重要文書であったという⁽¹⁴⁾。この請文の提出先は、金澤氏の解釈のように後白河院庁とするほうが適当であると思われるが、地頭職停止が究極には本家八条院の要求であるとすれば、「仰」の主体者を八条院と解する余地も残されている⁽¹⁵⁾。

いずれにせよ、八条院ないし後白河院の要求によって、頼朝は宗像社領を安堵したが、それは氏実を御家人として安堵したものではなかった。とはいえ、氏実が平氏家人であったとすれば、頼朝が彼を「重代人」として安堵することは考えにくい。そこで、代々の大宮司の任命を伝える「宗像宮社務次第」⁽¹⁶⁾によって、内乱期における大宮司就任の動向をみてゆこう。

【史料二】「宗像宮社務次第」甲本（以下、「社務次第」と略す）

同高倉御時五年兼也、残二年^{安徳}也、

卅 氏実 安元二年^西四月十九日入社、治七年、

安徳御時社務人也、

卅一 氏家 寿永二年^卯九月十二日入社、同十月六日得替、治一月、

同安德御時社務人也、

卅二 氏実 同年十月十九日入社、治四月、

十五
上皇御時社務人也、後鳥羽、

卅三 氏家 元暦元年^{西暦1184}二月廿七日入社、次歳四月一日得替、治一年、

同上皇御時社務人也、後鳥羽、

卅四 氏永 文治元年^{西暦1185}四月十九日入社、乍^レ為^レ当職之身^ニ京上之間、於^ニ

撰津国^ニ不慮被^レ切^レ頭畢、不吉例也、治八月、

同上皇御時社務人也、後鳥羽、

卅五 氏実 文治元年^{西暦1185}十二月七日還補、治文治五年^{西暦1189}十月八日逝去畢、

同上皇御時社務人也、

卅六 氏国 文治五年^{西暦1189}十月四日自^レ牧口^ニ入社、親父氏実存生時請^レ繼^レ之、

治九年、

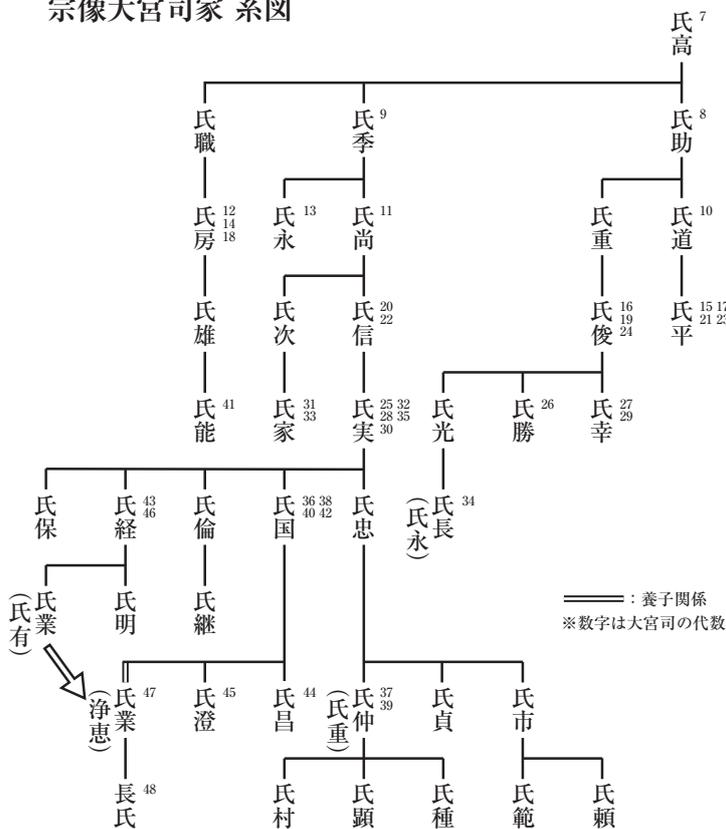
「社務次第」によれば、安元二年（一一七六）以来大宮司であった氏実に替わり、寿永二年（一一八三）九月十二日に氏家が大宮司となるが、同年十月十九日に再び氏実、さらに、四か月後の元暦元年（一一八四）二月二十七日にはまた氏家が大宮司となる。翌文治元年（一一八五）四月には氏永が大宮司を襲うものの、大宮司在職中に京上し、撰津国において「不慮」に頭を切られたという。そして、同年十二月には氏実が都合五度目の大宮司就任を果たす。このように、内乱期におけるめまぐるしい大宮司の交替はなぜ生じたのだろうか。

この時期の内乱の動向について年表風に記すと、寿永二年七月、源義仲の

侵攻によって平氏は都落ちし、大宰府まで逃れるが、十月に豊後の知行国主藤原頼輔の意を受けた緒方惟能によって追い出され、平宗盛は讃岐国屋島に平知盛は門司の彦島に本拠を置いた。寿永三年^{西暦1183}元暦元年正月、鎌倉から派遣された源範頼・源義経軍が宇治川の戦いで義仲を破って入京、直後に頼朝に平氏追討宣旨が出される。この間、平氏は一時勢力を回復し、一ノ谷に陣したが、同年二月範頼・義経軍に敗北する。

一ノ谷合戦以降の頼朝の平氏追討計画については、宮田敬三氏による詳細な

宗像大宮司家系図



図一 宗像大宮司家系図

分析がある⁽¹⁷⁾。頼朝には義経をして平氏を追討させる構想があったが、畿内近国への公権による軍事動員を忌避する権門勢家・荘官層からの抵抗に遭い、方針転換を余儀なくされる。そこで、義経に平氏残党・強盗からの京都守護を任せ、土肥実平・梶原景時には山陽・南海地域での追討活動、そして、範頼を平氏追討の中心とする計画を打ち出した。頼朝は安徳天皇・平時子の降伏、神器の奪還を期待していたため、軍事的に圧倒しながら包囲する長期戦を想定していたのである。元暦二年＝文治元年（一一八五）正月、頼朝は追討使範頼に対して「坂東の勢をばむねとして、筑紫の者共をもて、八嶋をば責させて不急やうに、閑に沙汰候べし」「筑紫の者にて、四国をば責させ給べく候」⁽¹⁸⁾と命じており、追討使の権限に基づいて鎮西でも軍事動員して屋島を攻める計画を立てていた。しかし、頼朝・範頼の計画を知らない義経は、「自専」によって屋島を奇襲し、元暦二年＝文治元年三月、壇ノ浦で安徳と平氏一門を滅亡させてしまった。

文治元年の範頼軍の動きをみると、正月の段階で周防国より赤間関に到り、平氏を攻めるため鎮西に渡海しようとしたが、兵糧米・兵船が不足したため数日逗留することになった。しかし、豊後国住人臼杵惟隆と弟の緒方惟栄とが味方するという風聞があったため、一旦周防国に戻り、兵糧米・兵船の準備が整うのを待って、正月二十六日に豊後国へと渡海した⁽¹⁹⁾。一方、義経は、正月八日、兵糧米が尽きて範頼が引き返してくるこゝになれば、武士たちが再び平氏に付いてしまうと院へ奏上、正月十日に京都を出陣し⁽²⁰⁾、二月十六日に屋島へ向かった⁽²¹⁾。

宮田氏の見解によれば、義経は範頼軍の動きを把握していたものの、頼朝・

範頼による追討計画までは知らず、範頼軍の鎮西渡航の情報を受けて、四国へ渡り平氏を追討する決意をした。頼朝は、義経の「自専」による平氏の滅亡という結果に対し、当初の追討計画の枠内で範頼・義経によって平氏追討が完了されたかのような解釈を事後に作り出した。そのため、『吾妻鏡』には、範頼を総大将として平氏を追討する本来の計画と、それと矛盾する義経を四国、範頼を九州に派遣する計画とが記されることになり、後者は歴史的事実を知る『吾妻鏡』編者の潤色であった。『吾妻鏡』からは鎮西へ渡航しようとする範頼軍が苦戦しているという印象を受けるが、範頼軍の面目を保ちながら義経の出陣に矛盾を生じないようにするため、原史料を取捨選択して範頼軍の苦戦を強調したという⁽²²⁾。

宮田氏の指摘通り、範頼は鎮西において本来の頼朝の計画を遂行すべく、成果を上げていた。それが、次の「葦屋浦」での合戦である。

【史料三】『吾妻鏡』文治元年二月一日条（傍線・傍点は筆者、以下同じ）

参州渡豊後国一、北条小四郎、下河辺庄司、渋谷庄司、品河三郎等令先登一、而今日、於葦屋浦一、太宰少弐種直（原田）、子息賀摩兵衛尉等、引随兵相逢之、挑戦、行平重国等廻懸射之、彼輩雖攻戦、為重国被射畢、行平誅美氣三郎敦種云々、

「葦屋浦」合戦について検討した金澤正大氏は、「葦屋浦」を筑前国遠賀郡の「芦屋」（現福岡県遠賀郡芦屋町）ではなく、豊前国下毛郡仲津（現大分県中津市）周辺に比定した。平氏方は、豊後・豊前の国境に布陣する

板井種遠と仲津付近に布陣する原田種直とに二分されており、周防国から豊後国に上陸した範頼軍は、再度渡海して国東半島を廻つて豊前の「葦屋浦」に上陸、後方の種直に奇襲攻撃をかけ、平氏方を完敗させたとする²³。範頼軍はその後大宰府を掌握したと思われるが、その間、壇ノ浦の戦いで平氏が滅亡してしまふ。範頼軍は失われた「仙洞重宝御剣鵜丸」を捜し出し、同年九月に上洛、十月二十日には鎌倉に到着した²⁴。

さて、ここで宗像大宮司の動向に目を向けると、大宮司の交替が内乱の勢力の変動と関係していることが読み取れる。すなわち、寿永二年九月の氏家の就任は平氏の太宰府入りと軌を一にしており、平氏が緒方惟義によつて太宰府を追い落とされると²⁵、十月には氏実へと替わる。しかし、平知盛が「九国官兵」を率いて門司関を固めて彦島に陣すると²⁶、再度氏家に替わる。鎮西に上陸した範頼軍が、文治元年二月に「葦屋浦」で原田氏以下平氏家人を撃破し、三月に義経によつて平氏が滅亡すると、四月に氏永が大宮司となる。

範頼軍が「筑紫の者共」を組織し、平家追討を遂行することは、頼朝・範頼による当初の計画でもあり、平氏に付く氏家に対抗して、氏永は範頼軍の支配下に入ったものと考えられる。「社務次第」によれば、氏永は大宮司の身でありながら、「京上」したというが、これは範頼軍の上京と行動を共にしたのではなからうか。おそらく、平氏は滅んだとはいえ、氏家や氏実など氏永を脅かす勢力が依然として存在しており、範頼軍が帰洛し、その後ろ盾が無くなった時、危機的状况に陥つてしまふことを恐れた行動であったと想定しうる。また、「社務次第」に氏永は在職八箇月とあることから、その死は同

年十一月前後となる。

中央では、十月十八日、義経の要請によつて頼朝追討宣旨が出され、山内経俊の僕従の言によれば、義経は宣旨と称して「近国軍兵」を動員したという²⁷。しかし、十一月二十五日には源行家・義経を追討する宣旨が出されるのである。

【史料四】『吾妻鏡』文治元年十一月二十五日条

文治元年十一月廿五日 宣旨

前備前守源行家、前伊与守同義経、恣挟^レ野心^ニ、遂赴^レ海西^ニ訖、而於^レ撰津国^ニ、解纜之間、忽逢^レ逆風之難^ニ、誠是一天之譴也、漂流之間雖^レ有^レ三其說^ニ、殞^レ命之實猶非^レ無^レ疑、早仰^レ從^レ二位源朝臣^ニ、不日尋^レ搜在所^ニ、宜^レ令^レ捉^レ搦其身^ニ、

藏人頭右大弁兼皇后宮亮藤原光雅奉

行家と義経は撰津国から西国へ赴こうとし、逆風のため船が漂没した。撰津国大物浜からの西海脱出は十一月六日のことで、「伴類」は「皆分散」してしまつた²⁸。追討宣旨では頼朝に両者の居所を捜し出し、その身を捕えるように命じられている。

想像を逞しくすれば、範頼は十月に鎌倉へ帰つてしまつたが、氏永はそのまま在京し、頼朝追討宣旨及び義経による近国軍兵の動員に応じて、義経に属した。しかし、直後に行家・義経追討宣旨が出され、義経らが撰津国から西海への脱出に失敗する混乱の中で、命を落としたのではなからうか。氏永

は、追討宣旨が出された義経に関わつて死亡したため、「社務次第」には殊更「不吉例」と記されたのだろう。

以上のように、治承・寿永の内乱期における宗像大宮司は、中央・鎮西の上位勢力の変動に応じて大宮司が交替することになった。この背景として、社家一族間における熾烈な勢力争いがあったことを想定できる。そして、氏実が再び大宮司に還補されて、宗像社にとつての内乱が幕を閉じるのである。

二、鎌倉初期における宗像大宮司

頼朝は、文治五年、内乱期の主従制を清算・再編し、鎌倉殿への支配を明確化するため奥州藤原氏を滅ぼした⁽²⁹⁾。内乱期における主従制は建久年間御家人制として確立されていくが、若狭、丹波、但馬、和泉、大隅国における御家人交名の作成は建久末年であり、西国の御家人制の再編は東国よりも遅れることになった⁽³⁰⁾。

内乱を潜り抜けた大宮司氏実が、内乱期を通してその庇護者として仰いだのは、平氏でも、範頼でも頼朝でもなく、本家八条院であったと思われる。すなわち、「仰」によつて「重代人」氏実に社領が安堵され、地頭職の設置が避けられる結果となった^{II}【史料一】。

文治五年には、氏実が死去し、生前に大宮司を譲られた子の氏国がその跡を襲ったが、建久年間において、氏国が御家人であったことを示す史料はない。氏国は父の氏実同様、本家八条院の下で勢力を築いていたであろう。その一方で、明確に幕府側についた者もいた。

【史料五】建久二年（一一九二）八月一日「関東御教書案」⁽³¹⁾

宗像前大宮司氏家訴申当神領内本木・内殿等地頭職事、於_レ府庁_レ可_レ問_二注_二両方_二之由、遣_レ仰_レ先了、仍引_レ勸_レ氏家所_レ進_レ問_二注_二詞_二之処、氏家得_レ理、早停_二止_二高房知行_一、以_レ氏家_二可_レ令_二領_二掌_一、但有_レ限_二之神役_一不_レ可_二懈怠_一之由、含_レ氏家_二了、抑、於_二高房所_レ帶_二御_二下文_一者、儘_レ可_二召_二進_一也、又於_二下文_一者、不_レ賜_二氏家_一者也者、鎌倉殿仰旨如_レ此、仍執達如_レ件、

建久二年八月一日

盛時^(平)（裏花押）

藤内民部丞殿
（天野遠景）

本木・内殿地頭職について提訴しているのは、かつて平氏方についてと思われる氏家である。大宰府庁で問注が行われ、高房の知行は否定、下文は下されないものの氏家の領掌が認められた。本木・内殿地頭職は、氏家の子氏用（氏茂）に相伝されたようで、建永元年（一二〇六）には、関東下知状によつて氏用の領掌が認められている⁽³²⁾。

氏家―氏用の系統が幕府により地頭職を安堵されている事実は、氏家が平氏家人から一転し幕府の御家人化への道を辿ろうとしたことを示している。裏を返せば、大宮司である氏国は建久段階で御家人ではなかった。建久三年（一一九二）には、八条院の要請によつて宗像社の宇佐宮造営用途が停止され⁽³³⁾、同五年には八条院庁下文によつて氏国が大宮司職に補任（事実上の安堵）されているのである⁽³⁴⁾。八条院の支配下にあった氏国に対し、内乱の勢力争いで敗北した氏家・氏用は、鎌倉御家人となることで活路を見出したのである。

ただし、氏国の勢力も盤石ではなかったようである。「社務次第」によれば、文治五年の氏国就任から氏仲↓氏国↓氏重↓氏国↓氏能と大宮司が替わり、建保五年（一二二七）に氏国は四回目の大宮司に還補されることになる。

【史料六】建保五年七月二十四日「関東御教書」⁽³⁵⁾

宗像社大宮司職事

院宣二通所レ給也、子細見レ状、是則氏国任二道理一、如レ本可レ被二還補一之由、度々令レ經二院奏一給之処、早可二還補一之旨、召二領家請文一、所レ被二副下一也者、逐二歸洛一給二下文一、任レ旧一事以上、無二相違一可レ執二行社務一之状、依二鎌倉殿仰一、執達如レ件、

建保五年七月廿四日

(二階堂行光)
信濃守藤原(花押)

宗像大宮司殿

本家は八条院から順徳天皇へと移ったが、事実上は後鳥羽院を本家として、院の近臣である葉室光親が領家となっていた。金澤正大氏は、光親が後鳥羽院に「忠実な在地関係を構築」するため、氏実系統を排除し、己が意向に沿う大宮司として氏能を起用したとする⁽³⁶⁾。同日付の大宰少弐充の関東御教書には、「去々年不慮之外、窄籠出来之間、殊令レ經二院奏一、早可レ還補本職之由、所レ召二給領家請文一也、仍給二身暇一歸国、於レ今者、任レ旧一事以上無二相違一可レ執二行社務一也」⁽³⁷⁾とあり、この「窄籠」こそ光親による氏国の罷免であった⁽³⁸⁾。氏国は、窮地を脱するために院奏を経て後鳥羽院宣の発給を実現させ、関東御教書によって大宮司に還補されたのであった。

領家光親による宗像社への干渉は、氏国を急速に幕府側へ走らせることになった。「社務次第」は、貞応元年（一二三二）に「氏国為二当職之身一京上云々、同年九月十二日下向」と伝えている。これは大宮司職の安堵を求めたものであった。

【史料七】貞応元年七月廿七日「関東下知状」⁽³⁹⁾

宗像社大宮司職事

右、件職、氏国相伝之上、蒙二故右大將家御下知一、年来執二行社務一之処、去建保三年為二其時領家一、按察家被レ致二濫妨一之刻、為二故右大臣家御沙汰一、令レ經二院奏一、被二還補一畢、今為二御代始一参向、給二身暇一、所レ令二歸国一也、任レ先御成敗、無二相違一可レ令二安堵一之状、依レ仰下知如レ件、

貞応元年七月廿七日

(北条義時)
陸奥守平(花押)

【史料七】傍線部の「濫妨」とは光親によって氏国が罷免されたこと。「窄籠」を指している。すなわち、後堀河天皇の代始めへ参向した氏国を帰国させ、「先御成敗」⁽⁴⁰⁾に任せて、関東下知状によって大宮司職の安堵がなされたのである。この時、氏国は鎌倉に赴いたとされるが⁽⁴⁰⁾、おそらく鎌倉を訪れてその庇護下に入った初の大宮司である⁽⁴¹⁾。

氏国以後、四人の大宮司を経て、建長二年（一二五〇）三月、氏国の猶子である氏業（氏経子）が大宮司となる。本稿で強調したいのは、氏業の大宮

司としての正統性である。中村翼氏は宝治合戦の直前頃、大宮司を相伝する正統性において氏業と氏昌とは対等ないし氏昌に分があったため、氏業はすぐに大宮司に就けなかったことを指摘する⁽⁴²⁾。氏業は同年八月に幕府に対して安堵を申し出た。

【史料八】建長二年八月三日「関東御教書」⁽⁴³⁾（内は割注）

筑前国御家人氏業申宗像大宮司社務事、石見前司友景朝臣奉書・雜掌申状（副二年貢濟物注文）令披露事、氏業帶関東代々御下知、蒙本所御裁許一状、而年貢已下濟物事、任雜掌所進注文、氏業進請文之上勿論款、早任旧例、可有御成敗之由、可被申之状、依仰執達如件、

建長二年八月三日

相模守（花押）
陸奥守（花押）

陸奥左近大夫将監殿

管見の限り、大宮司経験者で「御家人」と称したのは【史料八】の氏業が初見である。大宮司を継承する正統性を持たない氏業は、御家人となることで自らの正統性を主張したのであろう⁽⁴⁴⁾。しかし、【史料八】は、氏昌が大宮司職を安堵された【史料六】や【史料七】のように、相違なく大宮司を安堵したのではなく、「筑前国御家人氏業」による申し立てにより「年貢已下濟物」について旧例通り「御成敗」するよう六波羅に命じたにすぎない。氏業は一年で大宮司を辞し、子の長氏に「本印并重書等」を悉く譲与す

る⁽⁴⁵⁾。そして、本家大宮院（藤原姑子）に対して長氏の大宮司安堵を申請するのである。

【史料九】建長八年（一二五六）正月日「大宮院庁下文」⁽⁴⁶⁾

大宮院庁下 筑前国宗像社司等

可下且任二代代庁下文、且依親父氏業申請、令中宗像長氏子孫孫相伝領掌上当社大宮司職事

右、去年十二月十三日彼氏業解状備、当社大宮司者、重代相伝領、執

行社務職也、（中略）平家人道太政大臣家時、越中前司盛俊、以三権

威一押領当社之後、源平合戦出来之間、氏実為三源家御方、抽三忠

勤一畢、因茲鎌倉右大将家御判状備、宗像社事、故盛俊知行也、可令

没官之条、勿論、雖須令下地頭、止其儀一畢、氏実重代人

候、如本可令安堵云云、（中略）、氏実讓三子息氏国、氏国給同

庁御下文并鎌倉右大臣家及二位家御下知状、令領知之処、三浦若狭

前司泰村補任預所職、濫妨社家領、非扱之至、只在斯事、氏業

為氏国甥之上、即成猶子之間、捧相伝証文等、訴申事由之日、

氏業与泰村雖逐対決、不達三愁訴之処、泰村依謀叛事、

被三追討之刻、氏業向三戰場一畢、仍言三上子細之時、任証文之道

理、給三関東御教書、預三富小路太政大臣家御裁許之間、申三充親

父氏経、氏経死去之後、所讓三与子息長氏也、然則以三長氏為三件

職、任三旧例、一事以上執三行社務、子孫相伝無相違可令三領掌

之旨、下三賜庁御下文、将三備三後代之龜鏡一矣者、件職、且任三代代庁

下文^二、且依^三氏業申請^二、長氏可^レ令^三子孫孫相伝領掌^二之状、所^レ仰如^レ件、社司等宜承知、不^レ可^三違失^二、故下、
(署判省略)

傍線部ウでは、一度大宮司職を実父氏経に充て、氏経が死去した後で長氏に譲与したことが記されている。また、この下文のほとんどは氏業の解状の引用であるが、その中で氏業の大宮司職相伝の事実は明確に述べられておらず、事書には「前大宮司」ではなく、単に「親父氏業」とのみ表現されている。正統性の低い氏業は、鎌倉御家人としての由緒を強調することで自己の正統性を主張した。【史料一】を引用した傍線部アでは、「氏実為^二源家御方^一、抽^二忠勤^一畢」とあり、氏実が頼朝に積極的に味方して忠勤を励み、安堵を勝ち得たという内容に書き換えられており、本家八条院の「仰」によつて安堵がなされた事実は抜け落ちている。御家人としての根拠を氏実を求める認識は、氏業の代に形成されたとみてよいだろう。

一方、氏業は長氏の安堵そのものは幕府ではなく本家大宮院に求めている。この背景として、承久の乱以後、葉室光親に替わつて、「將軍家領」（関東御領）として鎌倉將軍家が領家となり⁽⁴⁷⁾、その下で預所であつた三浦泰村による社領濫妨が指摘できる。傍線部イにあるように、氏業は泰村の濫妨を幕府に訴えたが、目的を達せず、三浦氏が蜂起した宝治合戦では戦場まで向かつた。そして、遂に、関東御教書と宝治合戦後に領家となつた西園寺実氏の裁許を獲得したのである。

預所の三浦泰村は惣地頭とは称されていないが、「はじめに」で述べた工藤

敬一氏による「惣地頭―小地頭制」の分類を当てはめると、(四)大社の社領全体の預所職あるいはそれに準ずる権限を持つ場合に相当するだろう。「小地頭」に相当する氏業は、再び「惣地頭」による濫妨が起ることを避けるため、領家の裁許を取得し、さらに本家の下文によつて長氏の大宮司職を安堵しようとした。氏国が領家葉室光親の濫妨に対して幕府に近づいていったように、氏業も御家人としての立場を活かしつつ、「惣地頭」の濫妨に対抗する手段として本家を仰いだと考えられる。

氏業が守り抜こうとした大宮司の地位は、長氏によつて確固たるものとなる。別稿で検討したように、長氏は、蒙古襲来への対応を迫られた鎌倉幕府の所領注進命令に依つて「証文注進状」を作成した。これによつて、氏実から長氏の間で存在していた他の系統の大宮司の正統性を否定し、氏実―氏国―氏業―長氏という「代々御家人」による大宮司職相伝の正統性を創出したのである。長氏は、幕府から下文によつて大宮司に補任され、鎌倉御家人として異国警固を勤仕しながら半世紀にわたつて大宮司として君臨し、「嫡流」たる大宮司家を確立したのである⁽⁴⁸⁾。

むすびにかえて

多くを推論に頼ることになつてしまつたが、本稿では、治承・寿永の内乱期から鎌倉初期にかけての宗像大宮司就任をめぐる過程を概観してきた。社家一族間の対立の中で、各勢力がそれぞれ中央の権力との結び付き、その上級権力の勢力如何によつて在地における優劣が決定される。宗像社の事例はその

動向を示す好例であるといえよう。

氏国に始まった鎌倉幕府との関係は、氏業が鎌倉御家人としての立場を明確にし、長氏によつて確立される。結果として、御家人としての道を選んだ彼らの系統が大宮司家の「嫡流」となった。しかし、内乱直後は、地頭職を知行した氏家・氏用こそが御家人として主流となる可能性もあった。大宮司家の御家人化は一つの解決策に過ぎず、その背景には在地における優勢を得るという生々しい利害関係があった。その意味で、大宮司家が氏実以来の鎌倉御家人であることを前提とする「神話」は改めて見直す必要があるだろう。

他の御家人との比較はできなかつたが、鎮西においては宗像大宮司家のように在地の事情で御家人となるか否かの選択がなされたものと思われる。また、その選択は内乱期に限定されたものではなかつた。鎌倉期を通した鎮西のこのような状況の中で、鎮西の軍事力をどのように組織するかが、特に蒙古襲来以後の幕府に課せられた命題であつたと思われる。鎮西全体の御家人化の動向は今後の課題であり、本稿の準備を超えるためひとまず擱筆することとする。

註

- (1) 『百鍊抄』仁安元年九月二十九日条、『公卿補任』同年条。
(2) 『吉記』治承五年(一一八一)四月十日条。
(3) 『吉記』治承五年四月十日条、『玉葉』同日条。
(4) 以上の平氏による大宰府掌握の過程についての記述は、石井進「大宰府機構の変質と鎮西奉行の成立」(同『石井進著作集』第一卷(岩波書店、二〇〇四年)所収、初出は一九五九年)八六〇―八八頁を参照した。

(文化庁文化財第二課)

- (5) 飯田久雄「平氏と九州」(竹内理三博士還暦記念会編『莊園制と武家社会』(吉川弘文館、一九六九年)所収)
(6) 波多野院三「源平合戦と緒方氏の挙兵」(『筑紫史論』第一輯、三光社出版、一九七三年)、水崎雄文「治承年間における鎮西の叛乱―菊池・緒方氏の場合について」(『九州史学』二四、一九六三年)、工藤敬一「鎮西養和内乱試論」(『莊園公領制の成立と内乱』(思文閣出版、一九九二年)所収、初出は一九七八年)。
(7) 工藤敬一「鎮西における鎌倉幕府地頭制の成立」(註(6)工藤著書所収、初出は一九七八年)三〇五―三〇六頁。
(8) 石井進「一四世紀初頭における在地領主法の一形態―「正和二年宗像社事書条々」おぼえがき」(同『石井進著作集』第六卷(岩波書店、二〇〇五年)所収、初出は一九五九年)。石井論文により、宗像社領の自家の概略を示せば、鳥羽院↓美福門院↓八条院↓順徳天皇(事実上は後鳥羽院)↓後高倉院↓後嵯峨院↓大宮院↓大覚寺統と移行してゆく。本稿における宗像社領の相伝関係は同論文に拠るものである。
(9) 「内閣文庫蔵山科家古文書」安元二年(一一七六)二月日「八条院領目録」(『平安遺文』五〇六〇号)。
(10) 「久我家文書」寿永三年四月六日「源頼朝袖判下文案」(『源頼朝文書の研究』研究編)六八号文書)、『吾妻鏡』(以下、『吾』と略す)元暦元年四月六日条。
(11) 『宗像大社文書』第二卷(以下、『宗』と略す)「宗像大宮司長氏証文注進状案」二号文書。
(12) 蒙古襲来に際して幕府が発令した御家人に対する所領注進命令に応じて編纂した「宗像大宮司長氏証文注進状案」において、【史料一】は最初に掲げられており、

宗像氏の御家人としての根本文書であることが分かる。

- (13) 『宗像市史』通史編第二卷(古代・中世・近世)、一九九九年、三二七～三二八頁。
『宗像神社史』下巻(宗像神社復興期成会編、一九六六年)四四一頁においても「仰」の主体を八条院とする。
- (14) 金澤正大「筑前国宗像神社大宮司職補任と荘園領主をめぐる諸問題―社家と本所、とりわけ三浦氏との関連に於て―(上)(下)」(『政治経済史学』一四〇・一四二号、一九七八年)二四～二五頁。
- (15) 『宗』第二卷一三三頁。
- (16) 「宗像宮社務次第」甲本は、「宗像社務系図」(甲本)に続けて記されているもので、系図と同筆の初代から五〇代氏範までは南北朝かそれ以前に遡る筆であり、同乙本は、六三代氏顕までが応永三四年(一四二七)までに書写され、その後書き足されたものとされる(『宗像神社史』下巻四一八～四一九頁)。
- (17) 宮田敬三「元暦西海合戦試論―「範頼苦戦と義経出陣」論の再検討―」(『立命館文学』五五四、一九九八年)。宮田氏は、義経の奏上に基づいて義経出陣の命令を出したのは、平氏による反撃を最も恐れていた後白河院周辺であると推定している。
- (18) 『吾』文治元年正月六日条。
- (19) 『吾』文治元年正月十二日条、同年正月二十六日条。
- (20) 『吉記』文治元年正月八日条、同年正月十日条、『百鍊抄』文治元年正月十日条。
- (21) 『吾』文治元年二月十六日条。
- (22) 註(17)宮田論文。
- (23) 金澤正大「平家追討使三河守源範頼の九州侵攻―「芦屋浦」合戦を中心に―」(『政治経済史学』三〇〇、一九九一年)六二～六一七頁。
- (24) 『吾』文治元年九月二十一日条、同年十月二十日条、『玉葉』同年九月二十六日条。
- (25) 『源平盛衰記』「太神宮勅使 付緒方三郎責平家事」。
- (26) 『吾』文治元年二月十六日条。
- (27) 『吾』文治元年十月十八日条。
- (28) 『吾』文治元年十一月二十日条、同年十二月十五日条。
- (29) 川合康「奥州合戦ノート―鎌倉幕府成立史における頼義故実の意義―」(同『鎌倉幕府成立史の研究』(校倉書房、二〇〇四年)所収、初出は一九八九年)二〇〇～二〇二頁。
- (30) 石井進「幕府と国衛の関係の歴史的展開」(註(4)石井著書所収、初出は一九六一・一九六二・一九六八年)三六二～三六八頁、田中稔「鎌倉初期の政治過程」(同『鎌倉幕府御家人制度の研究』(吉川弘文館、一九九一年)所収、初出は一九六三年)一〇三～一〇四頁、安田元久「御家人制成立に関する一試論」(同『日本初期封建制の基礎研究』(山川出版社、一九七六年)所収、初出は一九七〇年)三五二～三五三頁、大山喬平「鎌倉幕府の西国御家人編成」(『歴史公論』五一三、一九七九年)八四～八五頁、七海雅人「鎌倉幕府御家人制の展開過程」(同『鎌倉幕府御家人制の展開』(吉川弘文館、二〇〇一年)所収、初出は一九九九年)二七一～二七三頁、三田武繁「建久御家人交名ノート」(同『鎌倉幕府体制成立史の研究』(吉川弘文館、二〇〇七年)所収、初出は二〇〇六年)二六六～二六七頁。
- (31) 『宗』第一卷一七号文書。

- (32) 建永元年七月十四日「関東下知状」(『宗』第一卷三八号文書)。当該文書は、書出しが「下」とあつて下文の形式をとる一方、「依鎌倉殿仰」という文言や日下に鎌倉幕府奉行人が連署しているなど、奉書(御教書)の形式も併せ持つ。
- (33) (建久三年) 四月十日「関東御教書案」(『宗』第一卷二八号文書)。
- (34) 建久五年十一月二十二日「八条院庁下文」(『宗』第一卷七号文書)。
- (35) 『宗』第一卷三九号文書。
- (36) 註(14) 金澤論文。
- (37) 建保五年七月二十四日「関東御教書」(『宗』第一卷四〇号文書)。
- (38) 「社務次第」においても氏能が建保四年に入部したことが記されている。
- (39) 『宗』第二卷所収「出光佐三氏奉納文書」二号文書。
- (40) 『宗像神社史』下巻四五八頁、同附巻年表五〇頁、『宗』第二卷一六頁注解(11)。
- (41) 【史料六】の「帰洛」が鎌倉から京都へ向かうこととすれば、建保五年にも氏国は鎌倉を訪れていたことになる。
- (42) 中村翼「鎌倉中期における筑前国宗像社の再編と宗像氏業」(『九州史学』一六五、二〇一三年) 二七、二八頁。
- (43) 『宗』第一卷三〇号文書。
- (44) 森幸夫「六波羅奉行人宗像氏と宗像大宮司氏業小考」(『ぶい&ぶい』一五、二〇一〇年) 一三頁において、氏業は、少なくとも文永五年(一二六八)から弘安六年(一二八三)まで京都を拠点とし、六波羅奉行人として活動していたことが指摘されている。
- (45) 建長三年二月十四日「宗像氏業所職讓状案」(『宗』第二卷所収「宗像大宮司長氏証文注進状案」三〇号文書)。
- (46) 『宗』第一卷二〇号文書。
- (47) 承久三年(一二三二) 九月四日「関東御教書案」(『宗』第二卷所収「宗像大宮司長氏証文注進状案」一二号文書)。
- (48) 野木雄大「鎮西における御家人制の受容―宗像大宮司職相伝の正統性の確立―」(『九州史学』一七五、二〇一六年)。